

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	12 件

北海道国民年金 事案 1503

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、申立期間について免除申請した覚えが無い。前年度の収入が少ない場合免除されるとA市役所の担当者に聞いたが、当時の月給は2万7,000円以上あったはずであり、経済的に裕福だったので免除してもらう必要が無い。婚姻してからの国民年金保険料は、私の妻が納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間に未納期間は無い上、昭和58年2月から59年3月までの保険料を追納していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間当時、経済的に裕福であったとしているところ、当時の同僚に確認した結果でも、申立人の申立期間当時の給与水準は高かったものと推認されることから、申立期間について、申立人が免除申請をする特段の理由も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月ごろ払い出されており、その時点で申立人は、納付可能な昭和40年度及び41年度の国民年金保険料を過年度納付し、未納を解消していることが確認できる上、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、3か月ごとにA市役所で保険料を納付したはずだと述べていることから、申立人は申立期間の保険料を、納付していたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1504

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの期間、46年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和46年11月及び同年12月

私は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から47年1月に国民年金被保険者資格を喪失するまでの期間について、保険料を3か月、6か月、又は1年ごとに未納が無いように納付してきたはずだが、申立期間①及び②について未納と記録されている。

申立期間①及び②の保険料は、いずれも私がA市B出張所で納付していると記憶しているので、保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時である昭和36年4月から同被保険者資格を喪失する47年1月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料の未納が無いとともに、その保険料は、3か月、6か月、又は1年ごとに定期的に年度を越えること無く納付されていることが申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄により確認できることから、申立人の国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと考えられる。

また、i) 申立人のオンライン記録において、当初、昭和46年4月から同年10月までの国民年金保険料は未納とされていたが、A市との記録突合により、平成21年9月に納付済みと記録訂正されていること、ii) 同市が保管する過年度納付記録では、申立人の国民年金被保険者資格喪失年月は47年3月とされているが、オンライン記録での同喪失年月日は47年1月10日とされており、記録が一致しないこと、iii) 同市が保管する過年度納付記録では、昭和42年度は未納期間又は未加入期間とされているが、申立人が所持する国民年

金手帳及びオンライン記録により当該期間は納付済みであることが確認できることから、申立人に係る行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたとするA市B出張所は、当該期間当時に実在していることが確認できるほか、申立内容に不自然さは無く、当該期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1505

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

婚姻当時から商店を営んでおり、昭和36年2月に婚姻の手続のためにA市役所へ出向いた際、36年4月から国民年金制度が始まる旨の説明を受けたことを契機に、同年同月に夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。

国民年金保険料は、いつも私が夫婦二人分を一月も遅れることなく納付しているはずであり、申立期間の保険料は、自宅近くの町内会館で納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の前後のオンライン記録、及び特殊台帳（マイクロフィルム）から、42年10月ごろに夫婦連番で払い出されたものと推定できることから、申立人夫婦の国民年金加入手続はこのころに行われ、同時に国民年金被保険者資格は、国民年金制度が発足した36年4月に遡及^{そきゅう}して取得されたものと推認できる。

また、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて申立人の氏名検索をした結果、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される昭和42年10月の時点において、申立期間のうち36年4月から40年6月までの保険料は、既に時効完成により納付することができない期間であるほか、申立人が同時に納付していたとするその妻も申立期間の保険料は未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたとする町内会館について、A市から、「当町内会館は、申立期間当時は存在していたものの、国民年金保険料の取扱いは無かった。」との回答を得ていることから、申立人の供述と一致しない。

一方、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、昭和41年4月から42年3月までの保険料は、夫婦共に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される42年10月の時点において、過年度納付が可能であった40年7月から41年3月までの保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1506

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

婚姻当時から商店を営んでおり、夫が昭和36年2月に婚姻の手続のためにA市役所へ出向いた際、36年4月から国民年金制度が始まる旨の説明を受けたことを契機に、同年同月に夫婦二人分の国民年金加入手続を行ってくれた。

国民年金保険料は、いつも夫が夫婦二人分を一月も遅れること無く納付してくれているはずであり、申立期間の保険料も、夫が自宅近くの町内会館で納付してくれていたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和36年4月に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の前後のオンライン記録、及び特殊台帳（マイクロフィルム）から、42年10月ごろに夫婦連番で払い出されたものと推定できることから、申立人夫婦の国民年金加入手続はこのころに行われ、同時に国民年金被保険者資格は国民年金制度が発足した36年4月に遡及して取得されたものと推認できる。

また、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて申立人の氏名検索をした調査結果、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される昭和42年10月の時点において、申立期間のうち36年4月から40年6月までの保険料は、既に時効完成により納付することができない期間であるほか、夫婦二

人分を納付していたとするその夫も申立期間の保険料は未納とされている。

加えて、その夫が申立期間の保険料を納付していたとする町内会館について、A市から、「当町内会館は、申立期間当時は存在していたものの、国民年金保険料の取扱いは無かった。」との回答を得ていることから、申立人の供述と一致しない。

一方、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、昭和41年4月から42年3月までの保険料は、夫婦共に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される42年10月の時点において、過年度納付が可能であった40年7月から41年3月までの保険料をその夫が納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1507

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

私の父親は、私の国民年金加入手続及び昭和36年4月からの保険料納付を行ってくれた上、私が38年3月に結婚した翌月の4月から私の妻の保険料も併せて納付してくれていた。

平成2年3月15日に、私の国民年金保険料の納付状況についてA町に確認したところ、私の国民年金保険料納付状況に未納期間が無いことが確認できる被保険者台帳の写しを交付されたので安心していましたが、ねんきん特別便によると、申立期間は未納と記録されている。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から国民年金に加入しており、申立期間を除き、国民年金の加入期間に保険料の未納期間が無い上、昭和46年度から60歳に到達するまでの国民年金加入期間は、すべて付加保険料を納付するなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、i) 申立期間前後の国民年金保険料はすべて納付されていること、ii) 申立人の妻の昭和38年4月以降の国民年金加入期間に未納期間が無いこと、iii) 申立人と同居していたその母親は、36年4月から国民年金の10年年金に加入しており、その加入期間に未納期間が無いこと、iv) 申立人の父親は、申立期間当時、A農協の正組合員として、同農協に口座を開設していたことが確認できるほか、申立期間当時、申立人の家族の生活状況に大きな変化はみられず、その父親が家族の保険料の納付を行うことが困難な経済状況にあったこと

をうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間当時、家族の保険料を納付していたとする申立人の父親の農協口座から、申立人の国民年金保険料のみが納付されなかったものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立人自身の国民年金保険料の納付状況についてA町に確認した際に交付されたとする国民年金被保険者台帳（作成日：平成2年3月15日）の写しを所持しており、当該被保険者台帳が作成された時点では、申立期間の保険料は納付済みと記録されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①におけるA社B工場の厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和22年1月31日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を360円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人の申立期間②におけるA社本社の厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和22年4月25日、同資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月31日から同年3月5日まで
② 昭和22年4月25日から同年8月1日まで

昭和21年1月20日にC社（昭和22年5月9日にA社本社に適用事業所名変更）に入社し、22年7月末まで継続して勤務していたが、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間当時は、時折、同社のB工場及びD工場に派遣されたことがあったが、間違いなく継続して勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②において、申立人は両申立期間に定時制高校に通学しながらA社に勤務していたとすると、申立人が保管する当時の日記において、i) 高校の授業内容について記載されている上、同高校の在学証明書において申立人が両申立期間に定時制高校に在学していたことが確認できること、ii) 従事業務及び勤務状況に関する記載内容は具体的であり、両申立

期間を通じて申立人は、E業務等に継続して従事し、身分の変更等もうかがえないこと、iii) 当該日記に記載されている複数の同僚は、A社本社及び同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が確認できることから、当該日記の記載内容は信ぴょう性が高いものと認められる。

このことから、申立人は両申立期間においてA社に勤務していたと認められる。

- 2 申立期間①について、前述の日記には「B工場に来てから毎日遅刻ばかりしている。」等のA社B工場において業務に従事していたことが記載されており、同社B工場において給与を受け取っていた旨の記載も確認できることから、申立人はA社本社において昭和22年1月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後も、前述のとおり同社B工場において身分及び業務内容の変更も無く勤務していたものと認められる。

また、申立人が申立期間①において業務の指示を受けていたとする同僚は、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に同社B工場で厚生年金保険に加入していることが確認できる上、オンライン記録により、同社B工場において厚生年金保険に加入記録のある同僚二人は「当該同僚は、E業務等の工場業務の進行管理を担当していた。」と供述していることから、当該同僚は同社B工場において申立人と密接に関連する業務に従事していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和22年3月の社会保険事務所（当時）の記録から360円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B工場は昭和23年3月31日、同社B工場の業務を継承するA社は30年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、両事業所の同一の事業主は既に死亡しており供述を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②について、i) 前述の日記には、申立期間②当初に「午前中に取締役の指示でF業務を行う。」及び「書類を整理してB工場に持って行く。」等の記載が確認できること、ii) 申立人は申立期間②において前述の取締役

からの指示を受け、同社D工場においても業務に従事していたことが記載されていること、iii) 別の取締役の勤務状況等に関する記載もあることから判断すると、申立人はA社B工場において昭和22年4月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後も、前述のとおり同社本社において身分及び業務内容の変更も無く勤務していたものと認められる。

また、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、前述の両取締役は申立期間②に同社本社において厚生年金保険に加入していることが確認できる上、申立人は当時のA社本社の従業員数は10人程度としているところ、同社本社に係る同被保険者名簿における厚生年金保険被保険者数とほぼ一致していることから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

上記の1及び2の関連資料及び周辺事情を踏まえ、これらを総合的に判断すると、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚に係るA社本社における社会保険事務所の記録から600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社本社は昭和22年12月1日、当該事業所の業務を継承するA社は30年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、両事業所の同一の事業主は既に死亡していることから確認することができないが、厚生年金保険の被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行わず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係るA管理事務所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和25年4月1日であると認められることから、同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月11日から24年6月1日まで
② 昭和25年1月1日から26年5月6日まで
③ 昭和26年7月1日から26年8月1日まで
④ 昭和30年3月1日から31年8月1日まで

昭和22年4月から32年10月末まで、B市郊外に所在していたC国施設に勤務していたが、申立期間①から③までのA管理事務所(D事業所)及び申立期間④のE事業所に係る厚生年金保険の加入記録が抜けていた。

確かに勤務していたので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、F省G局が提出したA管理事務所に係る厚生年金被保険者台帳により、申立人が昭和24年6月1日から25年4月1日までの期間、当該事業所に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は昭和24年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得して、25年1月1日に同資格を喪失していることとなっているところ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には、当該期間のうち、資格喪失年月日が記載されていない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には当該期間の記録が全く無いことから、申立人がオンライン記録にある25年1月1

日に資格喪失したことを確認できる記録は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が当該事業所において厚生年金保険被保険者であった期間は、F省G局が提出したA管理事務所に係る厚生年金保険被保険者台帳に記録がある昭和24年6月1日から25年4月1日までであり、事業主は、申立人が25年4月1日にA管理事務所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA管理事務所における昭和24年12月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①、②のうち昭和25年4月1日から26年5月6日までの期間及び③について、申立人から提出のあった30年3月1日付けのD事業所長名の表彰状及び同年2月28日付けのH氏の謝辞から判断すると、勤務地と期間の特定はできないものの、申立人がA管理事務所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A管理事務所は、オンライン記録によると、昭和33年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、関係者の所在も不明であることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が記憶している同僚3人及びオンライン記録により申立期間において、A管理事務所における厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚10人の合計13人に対し、申立人の厚生年金保険の適用状況等を照会したところ、回答があった7人のうち1人が、「申立期間において、申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているものの、本人が記憶している勤務期間と厚生年金保険の加入期間が相違している上、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人が当該申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した事実は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、当該申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間④について、申立人はE事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、E事業所はオンライン記録によると、昭和30年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間④当時は、適用事業所でないことが確認できる上、関係者の所在も不明であることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が記憶していた同僚3人及びオンライン記録によりE事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚7人の合計10人に対し、申立人の厚生年金保険の適用状況等を照会したところ、回答があった7人のうち3人が、「申立期間において、申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているものの、本人が記憶している勤務期間と厚生年金保険の加入期間が相違している上、申立期間④に係る申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、申立期間④について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立期間④の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1890

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和19年10月26日、同資格喪失日は20年8月19日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月26日から20年8月まで

B学校（現在は、C高校）D科に在学中に学徒動員により昭和19年10月26日からE市内のA社に勤務した。一緒に勤務し、一緒に復学した級友には、厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB学校D科の級友で、一緒にA社に勤務していた複数の同僚の供述及び同校が保管している勤労働員日誌から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係るオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人が一緒に勤務していたという38人（申立人を含む。）のうち30人が、昭和19年10月26日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人については、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

しかしながら、厚生年金保険の加入記録が確認できた30人のうち、15人については、オンライン記録において、その加入記録を確認することができず、前述の旧台帳においても、厚生年金保険被保険者資格喪失日が記載されていない。

一方、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、昭和20年*月*日にF県庁第1仮庁舎の火災により焼失していること及び前述の30人に係る厚生年金保険被保険者台帳も復元されたものであることから、申

立人の同台帳（昭和 20 年 6 月以降、戦災を避ける目的で厚生省（当時）から地方に移管されていた。）も焼失した可能性が高い。

なお、労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日）により、勤労働員学徒は、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者には該当しないとされているが、本事案のような場合に、勤労働員学徒であるとの理由で厚生年金保険被保険者資格を認めないとするのは適当でないと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20 年 8 月 19 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行っていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の同僚に係る A 社における昭和 19 年 10 月の社会保険事務所の記録により、30 円とすることが必要である。

北海道厚生年金 事案 1891（事案 1346 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち昭和38年1月1日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料（第3種）を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における厚生年金保険第3種被保険者資格取得日に係る記録を同年1月1日、同資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち昭和38年4月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料（第3種）を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C出張所における厚生年金保険第3種被保険者資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年7月1日から36年5月1日まで
② 昭和38年1月1日から同年6月1日まで

両申立期間は、A社D事業所に勤務し、E業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間①は、F社を退職後しばらくしてから当該事業所に入社し、途中、G社でアルバイトをしながら勤務しており、申立期間②は、昭和38年1月に当該事業所の下請けであったH社に入り、同年7月にI社B事業所に入社するまで継続して勤務していた。

当初の委員会の決定に基づく通知を受けた後、両申立期間において一緒に勤務していた同僚を新たに思い出したので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間に係る申立てについては、i) 事業所索引簿によると、申立期間①及び申立期間②の一部においては、A社C出張所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できること、ii) A社から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料等を得られなかったこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚の一部は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、A社C出張所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、連絡が取れた者は、「申立人とA社C出張所で一緒に勤務した記憶が無い。」と供述していること、iv) 同名簿により、両申立期間当時、厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち一人は、「申立人とは一緒に勤務したが、時期は覚えていない。」と供述しており、当該事業所の所長であったとの供述が得られた者は、「申立期間①当時、現地採用者は厚生年金保険に加入させておらず、同保険料も給与から控除していなかった。」と供述していること、v) 複数の同僚は、申立期間②においてA社B出張所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるが、申立人の氏名は、同社同出張所の被保険者名簿においても該当が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立期間②については、申立人が保管するJ社発行のE作業従事証明書において、申立人が申立期間②においてA社D事業所にE作業員として勤務していたことを示す記載があること、並びにA社B出張所及び同社C出張所の被保険者名簿により、申立期間②において同社両出張所で継続して厚生年金保険第3種被保険者であったことが確認できるとともに、「申立期間②当時は、H社に所属してA社D事業所でE作業員として勤務していた。」と供述する者が、「申立人は、申立期間②当時、A社D事業所でH社に所属し、E作業員として勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は申立期間②において、A社D事業所にE作業員として勤務していたことが認められる。

また、申立人が両申立期間前後に当該事業所で一緒に勤務していたとする者21人（今回、新たに名前が挙げられた者13人を含む。）のうち、個人が特定された者は10人であり、A社B出張所及び同社C出張所の被保険者名簿によると、このうち6人が、同社両出張所で継続して厚生年金保険第3種被保険者であったことが確認できるほか、同社両出張所の同名簿により、申立期間②において同社両出張所で継続して厚生年金保険第3種被保険者であったことが確認できる複数の者は、当該6人のうち2人について、「両人は、申立期間②当時、H社に所属してA社D事業所で勤務していた。」との申立人の主張を裏付ける供述を行っている。

さらに、A社B出張所及び同社C出張所の被保険者名簿により、申立期間

②前後に同社両出張所で厚生年金保険第3種被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者5人に照会したところ、このうち二人は、「申立期間②当時、H社に所属してA社D事業所で勤務していた。」と供述している上、当該5人のうち他の2人から、「申立期間②当時、H社に所属してA社D事業所で勤務していた。」との供述が得られた当該5人以外の2人も、同社両出張所の同名簿によると、申立期間②において同社両出張所で厚生年金保険第3種被保険者であったことが確認できる。

加えて、前述の厚生年金保険被保険者であった者5人のうち3人が、「当時、H社の人数は約10人であった。」と供述している一方で、上述のA社B出張所及び同社C出張所の被保険者名簿により、申立期間②において同社両出張所で継続して厚生年金保険第3種被保険者であったことが確認できる者は、申立人が挙げた者6人、本人の供述によりH社に所属していたことが確認できる者二人、及び同僚の供述からH社に所属していたと考えられる者二人を合計すると10人となることを踏まえると、当時、当該事業所においては、H社に所属するほぼすべての者を厚生年金保険第3種被保険者として同保険に加入させていたものとするのが妥当である。

その上、上述の厚生年金保険第3種被保険者であった者5人のうち、申立期間②においてA社B出張所及び同社C出張所で継続して厚生年金保険第3種被保険者であったことが確認できる者4人は、いずれも、「A社B出張所及び同社C出張所で厚生年金保険の被保険者であった期間においては、A社D事業所で継続して勤務していた。」と供述していることを踏まえると、当時、A社では、同社D事業所にE作業員として勤務する者について、昭和38年4月1日までは同社B出張所で、同社C出張所が厚生年金保険の適用事業所となった同日以降は同社C出張所で、それぞれ同保険第3種被保険者とする取扱いであったと考えるのが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料（第3種）を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る昭和38年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

- 3 事業主が申立人に係る申立期間②のうち昭和38年1月1日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該期間のA社B出張所に係る被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番は見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係るA社B出張所における厚生年金保険第3種被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後同社同出張所における同保険第3種被保険者

資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へA社B出張所における同保険第3種被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年3月までの厚生年金保険料（第3種）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 事業主が申立人に係る申立期間②のうち昭和38年4月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険第3種被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 5 申立期間①については、申立人は、両申立期間前後にA社D事業所で一緒に勤務していた同僚として、今回、新たに追加された者を含め21人の名前を挙げている。

しかしながら、上記1で述べたとおり、当時、A社では、同社D事業所で勤務する者について、同社C出張所が厚生年金保険の適用事業所となる昭和38年4月1日以前は同社B出張所で厚生年金保険の被保険者とする取扱いであったと考えられるところ、事業所索引簿によると、同社同出張所が同保険の適用事業所となったのは35年6月1日であり、申立期間①のうち33年7月1日から35年6月1日までの期間は同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、当該21人のうち個人が特定された10人は、いずれも、申立期間①において同社同出張所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

また、当該10人のうち、A社B出張所の被保険者名簿により、同社同出張所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者6人の資格取得日は、いずれも昭和37年7月1日以降となっているほか、同社B出張所の同名簿により、同社同出張所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者4人のうち、「昭和37年4月からA社D事業所に勤務した。」と供述する者の一人の被保険者資格取得日も同年7月1日となっていることが確認でき、これは、当初の申立てに係る同社D出張所の所長であった者による「申立期間①当時、作業所の作業員は厚生年金保険に加入させておらず、同保険料も給与から控除していなかった。」との供述、及び別の者による「私は、昭和36年6月ごろからA社D事業所にE作業員として勤務していたが、37年までは厚生年金保険に加入させて

もらえず、同保険料を給与から控除されることも無かった。」との供述を裏付けるものであることを踏まえると、当時、A社では、同社D事業所にE作業員として勤務する者について、同年7月1日までは厚生年金保険に加入させない取扱いがあったものとするのが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、今回、申立人が新たに名前を挙げた同僚の供述や、これらの者に係る厚生年金保険の加入状況は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1892

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成8年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月21日から同年3月4日まで
平成8年2月21日にA社C営業所から同社B支店に転勤を命じられ、申立期間も継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成8年2月21日付け異動人事一覧及び申立人に係る同年3月分の給与明細書によると、申立人が当該事業所に継続して勤務し（平成8年2月21日にA社C営業所から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年3月分の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は同保険料を納付していないとしている上、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、事業主が申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日を平成8年3月4日として届け出たことが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和44年2月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月16日から同年5月16日まで
昭和37年4月にA社に入社し、平成16年3月31日に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているが、これは、昭和44年2月16日付けでA社本社から同社C営業所に異動になった時期に当たる。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社健康保険組合の加入記録及びA社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年2月16日にA社本社から同社C営業所（厚生年金保険はA社B支社において加入）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社から提出された申立人に係るA社企業年金基金の基金設立時加入員資格取得届から、申立人が申立期間中の同基金の設立日と同日（昭和44年4月1日）に同基金における加入員資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人は、昭和44年5月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、上述の基金設立時加入員資格取得届には、同社B支社を管轄する社会保険事務所（当時）の確認印が押印されていることから、社会保険事務所では、申立人が被保険者原票に記載されている

被保険者資格取得日より前の同年4月1日現在において、同資格を取得していたことを確認していたと認められる。

加えて、A社B支社に係る被保険者原票において、申立人の整理番号の前後の同僚に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日について確認したところ、申立人よりも整理番号が後の同僚が、申立人の被保険者資格取得日より前の昭和44年3月に資格取得していることが確認できる。

その上、A社B支社が保管する社会保険連絡表（A社の転勤に伴う厚生年金保険被保険者資格の得喪日等の連絡表）によると、同社B支社では、申立人が昭和44年2月16日付けで同社本社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の連絡を受けていることが確認できる。

これらの記録を前提とすると、申立人が昭和44年5月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年2月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支社における昭和44年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

北海道厚生年金 事案 1894

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和41年5月16日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から36年9月1日まで
② 昭和36年11月1日から37年7月1日まで
③ 昭和41年5月16日から同年6月1日まで

昭和32年4月1日にA社C営業所にD職として採用され、平成11年2月に定年退職するまでの期間、同社に継続して勤務していたが、いずれの申立期間も厚生年金保険の加入記録が無い。

「従業員手帳」には、同社に継続して勤務していたことが記録されているので、すべての申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人が提出した申立期間③に係る給与明細書(写し)、申立人の職歴を記録した従業員手帳(写し)、及び申立人に係る雇用保険の被保険者資格取得記録により、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和41年5月16日にA社E支店から同社B支店に異動)、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人が保管している昭和41年5月分及び同年6月分の給与明細書の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、A社が提出した申立人に係る准職員台帳（写し）、申立人が提出した前述の従業員手帳（写し）、及び複数の同僚等の供述から判断すると、申立人は、申立期間①に同社B支店においてD職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、i) 上述の准職員台帳（写し）には、申立人が昭和32年4月から36年10月までの期間、A社C営業所及び同社F作業所においてD職として勤務していた旨の記載があること、ii) 上述の従業員手帳（写し）には、申立人が32年4月1日に作業所（具体的な作業所名は不明）に傭員として採用され、C市内においてD職として業務に従事した旨の記載があること、iii) 同社は、申立人に係る退職金支給年数について、申立期間①は退職金支給の対象期間として算定しておらず、37年7月1日から対象期間として算定していると回答しており、同日は、申立人が本社勤務として採用された日であることが従業員手帳（写し）の記録により確認できることから判断すると、申立人は、申立期間①において正社員ではなかったことが推認できる。

また、申立人は、申立期間①における同僚等として21人の名前を挙げており、このうち、オンライン記録により所在が確認できた11人に対し、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況について照会したところ、回答があった10人中4人は「作業所採用者は厚生年金保険には加入せず、正社員だけが厚生年金保険に加入していた。」と供述している上、このうちの一人は「私は、昭和36年4月から38年3月まで、A社C営業所に勤務していたが、作業所採用であったため、厚生年金保険の加入記録は無い。」と供述しており、同人は、同社において厚生年金保険被保険者資格の取得記録が無いことがオンライン記録により確認できる。

さらに、A社及び同社B支店では、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況について「当時の資料は保管されていないため、不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

なお、申立人は、オンライン記録により、昭和36年9月1日から同年11月1日までの期間、A社B支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる。一方、当該期間は前述の准職員台帳（写し）等

の記録及び同僚の供述により、同社において正社員ではなかったことが推認できるが、当該期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であった理由については、同社本社、同社B支店及び同僚等のいずれからも、明確な理由を推認できる具体的な供述を得ることができなかつたため、不明であると言わざるを得ない。

加えて、申立人が、申立期間①において勤務していたと申し立てているA社C営業所及び同社F作業所は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所であった記録が無い上、同記録により、申立期間①当時に、B市周辺で厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる同社B支店及び同社B支店作業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の名前は無く、整理番号に欠番も見当たらないことから、申立人の名前が欠落したとは考え難い。

その上、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②について、オンライン記録によると、申立期間②は、申立人が昭和36年11月1日にA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、37年7月1日に同社本社において被保険者資格を取得するまでの期間であることが確認でき、前述の従業員手帳（写し）及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社G工場に勤務していた期間であることが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社G工場の名称で厚生年金保険の適用事業所であった記録は無い。

しかしながら、A社では「当時の資料は保管されていないため、申立人がG工場において、厚生年金保険に加入していたか否かについては不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用の有無について確認することができない。

また、オンライン記録によると、i) 申立人が一緒にA社B支店から同社G工場に異動したとしている同僚3人は、申立期間②において、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者資格の取得記録が無いこと、ii) 昭和37年7月1日に同社本社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、申立人及び上述の3人を含め、合計26人いることが確認できる上、これら26人の申立期間②における公的年金の加入記録を確認したところ、26

人中 25 人は公的年金の加入記録が無いことが確認できる（他の一人は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。）。

さらに、これら 26 人のうち、申立人と一緒に異動したとしている 3 人中 2 人は「A 社 G 工場で研修を受け、その後、H 市の本社で面接を受けた。その結果、昭和 37 年 7 月に採用通知が来た。」と供述しているとともに、オンライン記録により、所在が確認できた同僚一人は「私は作業所採用で、同社 G 工場には昭和 36 年 9 月ごろからいたが、37 年 7 月以前は仮採用のような期間で、厚生年金保険には加入していない。」と供述しており、申立人も「H 本社で面接を受けた。」と供述している。

加えて、前述の従業員手帳（写し）によると、申立人が申立期間②において A 社 I 支店及び同社 J 支店が管轄する作業所に勤務していたことが確認できることから、オンライン記録により、両支店において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得しているか否かについて確認したところ、いずれの支店においても申立人の名前が見当たらないことが確認できる。

その上、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和49年10月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年9月30日から同年10月1日まで

A社に昭和47年1月から勤務していたが、同社がB社と49年10月1日に合併した際、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って同年9月30日として社会保険事務所(当時)に届け出たため、厚生年金保険の加入に1か月間の空白期間が生じた。

申立期間当時の給与明細書は保管していないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者資格を取得していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C企業年金基金から提出のあった申立人に係る同基金の加入記録、D社からの回答、複数の同僚の供述、及び申立人に係る雇用保険の被保険者資格取得記録から判断すると、申立人は、昭和47年1月28日にA社に入社し、同社が合併によりB社E営業所となった49年10月1日以降も引き続き当該営業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、前述の厚生年金基金加入記録によると、申立人は、昭和49年10月1日に「x-xxxxx」の事業所を転出し、同日付けで「y-yyyyy」の事業所に転入したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無いとともに、オンライン記録を踏まえると、「x-xxxxx」はA社、「y-yyyyy」はB社であることが推認できる。

さらに、同基金では「申立人に係る国の記録と当基金の記録との相違につい

て確認したところ、平成16年1月2日の代行返上時における記録の突合により、1日の相違があることが確認できたが、申立期間当時の事業主が社会保険事務所に提出した届出関係の書類は残っていなかったため、記録の訂正ができなかった。厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は、5年前までは複写式の様式を使用していたことから、申立期間も同様の様式を使用していたものと考えられ、社会保険事務所には、同基金に提出したものと同一内容のものを提出していたと考えられる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和49年10月1日に申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るC企業年金基金における昭和49年9月の記録及びA社における同年8月の社会保険事務所の記録が8万6,000円で一致していることから、8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から53年3月までの期間、58年4月から60年6月までの期間、平成元年4月から5年3月までの期間、6年4月から9年3月までの期間、10年4月から11年3月までの期間、13年4月から同年6月までの期間及び14年4月から15年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から53年3月まで
② 昭和58年4月から60年6月まで
③ 平成元年4月から5年3月まで
④ 平成6年4月から9年3月まで
⑤ 平成10年4月から11年3月まで
⑥ 平成13年4月から同年6月まで
⑦ 平成14年4月から15年6月まで

私は、昭和48年に会社勤務を辞め、同年3月ごろから自営業を始めた。

しかし、営業不振により所得が著しく低い状態が長期間続き、国民年金保険料を納付することができないため、毎年、免除申請手続をした。

申立期間の保険料は未納とされているが、申立期間も妻の分と併せて免除申請手続をしたはずなので、保険料の免除承認の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、昭和51年4月ごろ夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立期間①の一部は免除申請手続をすることができない。

また、申立人の妻も、申立期間①、③及び④については、すべて申立人と同様に未納期間となっている上、申立期間⑤、⑥及び⑦については国民年金の未加入期間である。

さらに、申立期間②について、申立人の妻は昭和59年4月から60年6月ま

で免除期間となっているが、申立人は58年12月にA市B区から同市C区に住所を異動しているところ、その妻が同市B区から同市C区に住所を異動した時期は61年4月であることから、58年12月から61年4月までの期間については申立人とその妻の住民票上の住所は異なっていたため、当該期間において申立人及びその妻の免除申請手続が一緒に行われていたものとは考え難い。

加えて、昭和39年7月ごろにD社会保険事務所（当時）から申立人に払い出された別の国民年金手帳記号番号においても、現在の同手帳記号番号との重複により統合された58年ごろまでの間に保険料が免除された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から51年5月まで

私は、昭和46年6月ごろ、結婚を契機に国民年金に任意加入し、保険料については、納付書が送られてきた際に納付期限までにきちんと納付していた。

私の夫が転勤のある会社のため何度も転居したが、結婚当初のA市、B町及びC市に転居した時の申立期間の記録が漏れている。

ずさんな記録管理がされていたと思うので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻を契機に昭和46年6月ごろに国民年金に任意加入し、保険料を納付していたとしているが、オンライン記録及びB町の国民年金被保険者名簿により、任意加入した年月日は51年6月16日であることが確認できる。

また、申立人は、現在持っている2冊の年金手帳以外に年金手帳の交付を受けたことが無いと述べているところ、申立人の所持する1冊目の手帳は、婚姻前の姓で昭和44年4月1日の強制加入時に交付を受けたものであるが、婚姻による氏名変更及び住所変更がされた記録が無い上、手帳の検認欄は44年4月及び45年4月から7月までの期間の検認印があるが、昭和46年度は空欄であり未納となっていることから、この手帳により申立期間の加入手続が行われ、保険料納付をしていたものとは考え難い。

さらに、申立人の所持する2冊目の手帳は、昭和51年6月16日にB町で任意加入した際に交付されたもので、任意加入は、制度上、さかのぼって加入することができないため、申立人が当該手帳により加入手続した時点では、申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1510

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から63年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から63年11月まで

私は、昭和35年10月ごろに国民年金に加入した。加入手続はしていないが、国民年金手帳が郵送されてきた。その年金手帳は現在持っていない。

申立期間を含めてすべての期間の保険料は、所得が低いと納付していない。免除申請手続は、あまり定かではないが、昭和45年ごろにA市B区役所で一度行ったと思う。

私のような低所得者は、免除申請手続をしていなくても保険料の納付を免除されるべきであると考えてるので、申立期間の保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年10月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したため、国民年金の被保険者資格を喪失し、41年7月の厚生年金保険被保険者資格喪失以降も、長期間にわたり国民年金の加入手続を行った形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であったものと推認できる。

また、申立人自身が国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したことは無いと述べている上、保険料の免除申請手続は毎年度行わなければならないところ、申立人は、昭和45年ごろに、一度A市B区役所で当該手続をしたかもしれないという曖昧な記憶あいまいしかないが、45年ごろには同市B区役所は存在しない。

さらに、申立人は、申立期間について免除申請手続の有無にかかわらず免除期間として認めてほしいと主張しているだけで、申立人が申立期間に係る免除申請手続をしたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1511

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成元年3月まで

私は私の母親から、昭和63年3月から平成元年4月までの14か月分の保険料を平成元年4月にまとめて納付したと聞いていた。現在、領収書等は廃棄して現存していないが、私の母親が納付していた記憶はあるので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の母親の記憶もあいまいであることから、国民年金の加入状況及び納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年8月ごろ、資格取得日を元年4月1日として払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間は未加入期間となり、当該期間に係る保険料の納付書は作成されず、保険料納付は無かったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳の資格取得日（平成元年4月1日）はオンライン記録と一致しており、申立人の資格に係る訂正若しくは追加された記録が無いことから、行政側の事務処理は適切に行われていたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1512

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から44年6月まで

私は、既に他界した母親から「姉(長女)が国民年金に加入しているので、あなたも加入してはどうか。」と言われたので、昭和37年ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付書で納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自分は、昭和37年ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、主に前納で納付書により市役所の窓口又は郵便局で国民年金保険料を納付していたと思う。」と述べているが、A市から、「当市では、国民年金保険料の納付書収納方式の実施は昭和49年以降であることが確認でき、それ以前においては、印紙を国民年金手帳にはり、検認を行って収納する方式(印紙検認方式)であったと思われる。」との回答を得ていることから、申立期間の保険料を納付書で納付していたとする申立人の主張とは一致しない。

また、申立人の母親が申立人に国民年金に加入していると告げたその姉については、オンライン記録により、国民年金制度施行当初の昭和36年4月から国民年金に任意加入していることが確認できる上、申立人の姉は「昭和36年に国民年金に加入して間もなく、妹宅を訪問した母親に『将来お小遣い程度の収入が得られるので、妹に国民年金の加入を勧めてください。』と伝えたことを記憶している。」としているが、「いつごろ母親が妹に国民年金の加入を勧めたか分からない。」と述べていることから、申立人の母親が申立人に国民年金の加入手続を勧めた時期は明確ではない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った時期について、i) 国民年金

手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年4月から45年1月ごろまでの間にB市で払い出されたものと推認できること、ii) 特殊台帳(マイクロフィルム)及びB市の国民年金被保険者名簿により、同市に在住していた申立人は、44年7月22日に国民年金に任意加入したことが確認できることから、そのころに、申立人は国民年金の加入手続を行ったものと認められ、その時点で、申立期間のうち、37年10月から43年3月までの期間について、申立人は時効により保険料を納付できない上、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であった申立期間のすべてについて、国民年金の任意加入被保険者であった申立人は、さかのぼって保険料を納付することもできない。

加えて、申立期間に係る国民年金手帳記号番号調査においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1513

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から52年9月まで

私は、結婚後も1年ほど会社に勤め、厚生年金保険に加入していたが、出産のため退職し、国民年金に任意加入した。

国民年金の加入手続及び保険料の納付は私自身で行い、毎月保険料を納付していたが、その後、厚生年金保険に旧姓で加入していたため、氏名変更手続をA市B区役所で行い、厚生年金保険と国民年金の記録を統合してもらったはずである。ねんきん特別便を確認したところ、申立期間に係る記録が無くなっていることに気付いたが、申立期間の保険料は私自身が納めており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初の国民年金への加入手続をC社会保険事務所（当時）で行ったと述べているが、同事務所の開設時期は昭和59年4月であり申立期間には存在していない上、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする時期及び場所についての申立人の記憶は明確でなく、申立期間に係る国民年金の加入状況が不明である。

また、オンライン記録により申立人が昭和52年10月4日に国民年金に任意加入していること、及び国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の同記号番号は同年同月15日に払い出されていることが、それぞれ確認できるが、申立人の夫は厚生年金保険に加入していたことから、申立人の国民年金への加入については、任意加入となり、申立人は、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうか

がわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 52 年の国民年金の任意加入に関し、任意加入手続を行ったのではなく、A市B区役所に厚生年金保険被保険者証を持参し、氏名変更及び申立期間に係る国民年金の記録と厚生年金保険との記録を統合してもらったものであると述べているが、厚生年金保険の記録変更及び統合は市区町村では行わない上、申立人の当時の住所地は同市C区であることから申立人の主張は不合理である。

加えて、申立期間は 111 か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1514

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から49年7月まで

私の国民年金は、私が20歳に到達した昭和39年*月に、当時、A市の民生委員をしていた私の父親が加入手続をしてくれたはずであり、国民年金保険料は、実家の自営業を手伝っていたことから、私が両親と自分の保険料を併せて毎月集金人に納付していた。

申立期間は、間違いなく保険料を納付しているので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳に到達した昭和39年*月に申立人の父親が申立人の国民年金加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、払出管理簿により申立人の夫と連番である上、49年10月から同年12月までの期間内に払い出されたものと推定できることから、その時期に申立人及びその夫の国民年金加入手続が行われたものと推認できる。

また、申立期間に、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人とその両親の分を併せて納付していたと主張しているが、申立期間に係る納付金額の記憶は明確でない上、その両親も既に亡くなっていることから、申立人の保険料納付状況等は不明である。

加えて、申立期間は9年8か月と長期間である上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1515

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

私は、亡くなった母親から、私が20歳になった時から私の国民年金保険料を納めてくれていたと聞いている。

また、私は、母親が毎月集金に来ていた郵便局員に家族4人の国民年金保険料を一緒に納付していたと記憶しているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付については、申立人の亡くなった母親が行ってくれていたとし、申立人自身は関与していないことから、申立期間当時、申立人と同居していたその兄に聴取したが、その当時の申立人に係る保険料の具体的な納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金加入手続は、オンライン記録により、昭和52年7月ごろに行われたものと推定でき、申立人の国民年金被保険者資格は、加入手続の時点で20歳到達時(昭和49年*月)までさかのぼって取得されたものと推認できることから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間の保険料は時効が完成していることから、特例納付(第3回特例納付:昭和53年7月1日から55年6月30日まで実施)によるほかは納付することができないが、申立人は、その母親から特例納付を行った事実について聞いた記憶が無い。

加えて、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料が納付されたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1896

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月 1 日から 61 年 3 月 1 日まで
昭和 59 年 4 月から 61 年 2 月末まで A 町 B 事業所に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
健康保険証が交付され、保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、健康保険組合の被保険者記録並びに複数の同僚及び事業所の供述から判断すると、申立人は申立期間中において、A 町 B 事業所に臨時職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 34 年 1 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、当時の総務担当者で現在の参事は「当時、臨時職員は、雇用保険と健康保険組合の健康保険に加入させていたが、厚生年金保険は適用事業所ではなかったことから加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と供述している。

また、申立人は昭和 59 年 4 月から 61 年 2 月末まで当該事業所において継続して勤務したとして、申立期間直前の 60 年 1 月 7 日に当該事業所の職員一同で写した写真を提出しているが、オンライン記録によると、申立人は、当該写真が撮影された時点を含む 59 年 4 月 2 日から 60 年 2 月 1 日までの期間、C 県 D 局において厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、前述の参事は「当時、E 事業等の関係で 10 か月程度の期間、C 県 D 局の臨時職員として雇用され、厚生年金保険に加入することがあった。」と供述している上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は 59 年 4 月 9 日から 60 年 1 月 31 日

までの期間、同局において雇用保険に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、前述の写真に写っている同僚で申立人が記憶する臨時職員3人のうち1人は、撮影時点では厚生年金保険の加入記録が確認できず、申立期間の一部である昭和60年2月1日から同年12月1日までの期間はC県D局において厚生年金保険に加入している上、他の一人は、撮影時点から申立期間を含めて国民年金に加入し保険料を納付しており、残りの一人は、申立期間の一部を含む59年7月2日から60年5月1日までの期間はC県D局において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、前述の臨時職員3人のうち1人は「当該事業所に勤務した期間のうち、予算の関係でC県D局に雇用された期間のみ厚生年金保険に加入していたが、その他の期間は厚生年金保険に加入しておらず、その保険料も控除されていなかった。」と供述している。

その上、申立期間において申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1897

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 1 日から平成元年 5 月 1 日まで
② 平成 11 年 8 月 1 日から 12 年 9 月 25 日まで

申立期間①においてはA社に、申立期間②においてはB社にそれぞれ勤務したが、いずれの申立期間においても、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかしながら、申立期間①については、申立期間当時の給与明細書を保管している上、申立期間②についても、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、並びに申立期間①当時の取締役及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間①のうち昭和 55 年 6 月 1 日から 61 年 9 月 25 日までの期間について、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 54 年 10 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間①においては、同保険の適用事業所に該当していなかった期間であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間①当時の事業主及び取締役 2 人、並びに申立人が名前を挙げた同僚 1 人の合わせて 4 人のいずれについても、申立人と同様に、申立期間①に係る当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、商業登記簿謄本の記録によると、A社は平成 8 年 6 月 3 日に解散しており、申立期間①当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について

確認することはできない上、申立期間①当時の取締役2人及び申立人が名前を挙げた同僚1人の合わせて3人に照会したものの、いずれの者からも、申立人が申立期間①において、当該事業所で厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせるような関連資料及び供述を得ることはできなかった。

一方、申立人から、支給年は特定できないものの、申立人が申立期間①のうち、いずれか9か月分のものであると主張する給与明細書の写し(以下「給与明細書」という。)が提出されたものの、そのいずれにも、支給年及び事業所名称が記載されていないことから、当該給与明細書が、申立期間①当時において、A社が作成したものであるとは判断できない。

また、給与明細書の記載内容について調査した結果、i)厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料のいずれもが、申立人が申立期間①後において、C社に勤務していた平成元年及び2年当時に定められていた保険料率に基づき算出される保険料額と一致していること、ii)給与明細書のうち1枚には、「1月より保険料改正になりました」と記載され、厚生年金保険料控除欄に「1月不足分1,900円」と記載されているところ、当該不足額は、申立人が同社に勤務していた2年1月における厚生年金保険料率の改定により算出される差額と一致していること、iii)源泉所得税額について、申立人が同社に勤務していた元年及び2年当時に定められていた所得税法の「別表二給与所得の源泉税額表」において、扶養親族が一人であることを前提として算出した金額と一致しているところ、オンライン記録によると、申立人の妻が、元年5月1日に、申立人の健康保険被扶養者となっていること、iv)雇用保険の被保険者記録によると、申立人が同社を退職したことにより算出された離職時賃金日額は、8,308円であることが確認できるところ、同額は、給与明細書のうち、2年4月から同年9月までの期間に係るものであると推定される給与額に基づき算出した金額と一致していることを併せて判断すると、当該給与明細書は、申立人が申立期間①後において、C社に勤務していた期間に係るものであると推定されることから、申立期間①当時、A社が作成したものであるとは考え難い。

さらに、申立人から、C社に勤務していた期間のうち、7か月に係るものであると主張する給与明細書の写しが提出されたが、当該給与明細書に記載されている記載内容は、いずれも、前述の給与明細書9か月分に記載されている記載内容と符合し、その記載内容に継続性が認められることから判断すると、申立人から提出された給与明細書の併せて16か月分のいずれもが、申立人が申立期間①後において勤務していたC社において作成されたものであると考えるのが妥当である。

2 申立期間②について、申立人は「B社に勤務していた当時、D施設のE事業を担当していたが、これが開設されたおおむね1年前に入社したことを

明確に記憶していることから、申立期間②について、間違いなく同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったはずである。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のB社における同保険の被保険者期間は、平成10年6月1日から11年4月2日までの期間であることが確認できること、及び前述のD施設では「当施設が開設されたのは、平成11年4月1日である。」と回答していることから、申立人の主張に基づく申立人のB社における入社時期は、雇用保険の被保険者記録とおおむね符合することを併せて判断すると、申立人が申立期間②とは相違する10年6月1日から11年4月2日までの期間において、当該事業所に勤務していたことは認められる。

また、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認できない上、申立期間②当時の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚のいずれについても、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、当該元事業主は、「当社が昭和39年に設立された際に、厚生年金保険の適用事業所となるべく申請を行ったものの、適用基準を満たしていないとの理由により、同保険の適用事業所として認定されなかったことから、当社が同保険の適用事業所となったことは無い。雇用する職員に対しては、国民年金に加入するよう説明していたことから、厚生年金保険料についても、給与から控除していたことは一度もない。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、前述の同僚は、申立人が当該事業所に勤務していたと認められる平成10年6月1日から11年4月2日までの期間及び申立期間②のいずれにおいても、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、当該同僚は「B社では、厚生年金保険の被保険者ではなかったことから、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。また、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは無い。」と供述している。

その上、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

これらのことから判断すると、申立人がB社に勤務していたと認められる平成10年6月1日から11年4月2日までの期間について、申立人が当該事業所においては、厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難いことに加えて、仮に、申立人が、申立人の主張どおり、申立期間②において当該事業所に勤務していたとしても、厚生年金保険被保険者として給与から厚生年金保険料が控除されることは考え難い。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を、各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1898

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 17 日から 33 年 6 月 1 日まで

A省B局C事業所には、昭和 30 年 6 月に採用されてから 42 年 6 月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が欠落しており、この記録は、私が記憶している勤務実態とは相違している。

当該事業所を一度退職した後、再度採用されたということは無く、申立期間においても、間違いなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A省B局C事業所を管轄するA省D局から提出された人事記録の写しにより、申立人の採用日は昭和 30 年 6 月 1 日であること、及び辞職日が 42 年 6 月 1 日であることがそれぞれ確認できる上、34 年 4 月 1 日に、同事業所から E 事業所に異動となるまで、申立人が申立期間において、A省B局C事業所の F 支所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が昭和 31 年 4 月 17 日に A 省 B 局 C 事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、この記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に記録されている同事業所における同保険の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、A省D局から提出されたA省通知によると、当該事業所に勤務する臨時職員については、厚生年金保険の適用について、「任意包括適用の取扱いに属する者」とされていたことが確認できるところ、前述の人事記録により、申立期間のうち昭和 31 年 4 月 17 日から 32 年 12 月 14 日までの期間においては、

申立人が臨時職員として、A省B局C事業所のF支所に勤務していたことが確認できる上、同局に対し、同事業所に勤務していた職員に係る厚生年金保険の適用状況について照会したところ、同局は「申立期間当時、F支所については、任意包括適用に該当する事業所であったことから、厚生年金保険については、強制適用とはなっていなかった。」と回答している。

さらに、A省B局C事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）は、申立期間内の昭和32年5月23日及び33年5月1日の2度にわたり書換え処理がなされていることが確認できるところ、その被保険者名簿のいずれにおいても、申立人の厚生年金保険の被保険者記号番号は記載されていないことから、申立人が申立期間において、健康保険についてのみ適用を受けていたことがうかがわれる。

加えて、被保険者名簿によると、申立人と同様に、A省B局C事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、昭和33年6月1日に、同事業所F支所において、同保険の被保険者資格を取得した同僚が41人確認できるところ、これら41人全員について、被保険者名簿において、厚生年金保険記号番号は記載されていないことから、申立人と同様に、申立期間においては、健康保険についてのみ適用を受けていたものと考えられる上、このうち40人が、オンライン記録においても、申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

その上、前述の40人のうち所在が特定できた同僚13人に照会し、このうち5人から回答が得られたところ、このうち3人が「申立期間当時、厚生年金保険の適用については、任意適用となっていたと思う。」と供述していること、及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除についても、「給与から厚生年金保険料が控除されていたのか否かについては、全く分からない。」と供述しており、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせるような供述は得られなかったことを併せて判断すると、申立人が申立期間において、A省B局C事業所では厚生年金保険には加入しておらず、健康保険についてのみ適用を受けていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1899

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで
② 昭和 43 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②は、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を受けた。両申立期間は、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人及び同僚の供述から判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人が申立期間①中において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、厚生年金保険適用事業所名簿により昭和 43 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、同社の元代表取締役等に照会したところ、「当時の資料が残っておらず、社会保険事務所（当時）への届出等は担当者に任せていた。」と供述しており、申立人に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚 5 人及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるその他の同僚 11 人の合計 16 人のうち生存及び連絡先が判明した 4 人に照会したところ、3 人から回答があったが、いずれの者からも申立人の厚生年金保険の適用状況等についての供述は得られなかった。

さらに、申立人は、「昭和42年5月か同年6月ごろに、健康保険厚生年金保険の加入届を作成し社会保険事務所へ持参したことを記憶しており、当該届書には、私を含む同期入社の人3人のほか、社長と社長の妻、社員3人の分も記入した。」と主張している。しかし、オンライン記録により当該事業所は、昭和40年4月1日から既に厚生年金保険の適用事業所となっていること、社長夫婦及び社員3人のうちの2人は、適用事業所となった日から厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、この事実と申立人の主張内容と符合しない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

その上、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、B社は、厚生年金保険適用事業所名簿により昭和43年10月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、当該事業所の元代表取締役は、「A社は、昭和43年7月にC社に吸収合併され、B社として発足したが、営業を開始するまでに2か月間から3か月間の準備期間があり、この間は厚生年金保険に加入しておらず、当然、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と供述している。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において昭和43年10月1日から厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚12人のうち、生存及び連絡先が判明した8人に照会したところ、7人から回答があったが、そのうちの二人は、「昭和43年10月1日以前は、厚生年金保険料が控除されていない。」と供述している。

なお、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

加えて、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1900 (事案 1066 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 29 日から同年 8 月 5 日まで

昭和 32 年 4 月 29 日から同年 8 月 5 日までの申立期間については、A社B出張所に勤務し、その後、同社の元請けであったC社B事業所に入社した期間であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できないため、第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの通知をもらった。しかし、納得できないので再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社B出張所及びC社B事業所の両事業所間で異動したと考えられる者の厚生年金保険の加入期間の状況及び供述内容を踏まえると、何らかの理由により、異動の前後で厚生年金保険の加入期間を継続させる手続が適切に行われない場合があったものと考えられること、ii) A社B出張所及び同社の他の出張所において複数の厚生年金保険加入期間が確認でき、かつ、各加入期間の間に他の事業所における同保険の加入期間が無い者の同保険の加入期間の状況及び供述内容を踏まえると、当時、A社では、同社の出張所に継続して勤務していた場合又は同社の出張所間で異動した場合であっても、何らかの理由により、同保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったものと考えられること、iii) A社B出張所及びC社B事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、いずれも、当時の事業主の所在は不明であり、申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認できないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり新たな資料等を提出していない。

また、A社B出張所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者期間のある者のうち、新たに4人の同僚に照会し、全員から回答を得られたが、いずれの者も申立人を記憶しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況についての供述は得られなかった。

さらに、申立人は、昭和32年8月にC社B事業所の採用試験に合格して入社したとしているところ、同社B事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立期間前後に同保険被保険者期間のある者のうち、新たに12人の同僚に照会し、全員から回答を得られたが、i) 申立人を記憶していた者は一人のみであり、その者は、「試用期間があった。」と供述していること、ii) 申立人を記憶していない者で申立人と同様に当該事業所に採用試験を受けて入社したとする一人の同僚は、「試用期間が3か月ぐらいあった。」と供述していること、iii) 申立人を記憶していない者のうちの4人の同僚は、「A社B出張所からC社B事業所へ移ったが、C社B事業所では試用期間が数か月あり、その間は厚生年金保険に加入していなかったようだ。」と供述していること、iv) 上記以外の申立人を記憶していない者で当該事業所に縁故入社したとする一人の同僚は、「縁故の無い者は、厚生年金保険に加入できない期間があったかもしれない。」と供述していることを踏まえると、申立人は、同年8月以前に採用試験を受けてC社B事業所に採用され、試用期間経過後の32年8月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが推測される。

加えて、A社、同社B出張所及びC社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、いずれの事業所についても、申立期間における申立人の記録は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無いことから申立人の記録が欠落したものと考える。これは、

これらのことを踏まえると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から 61 年 8 月 31 日まで

A社における厚生年金保険の加入期間について照会したところ、同社は厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無いとの回答を得た。

厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる資料は無いが、A社は厚生年金保険の適用事業所であったはずであり、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、勤務の始期及び終期は判明しないものの、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、適用事業所名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、A社の代表取締役であった者は、「申立人が勤務していたのは事実だが、当時の関係書類の所在が不明であるため、詳細は不明である。」と回答している上、申立人は4人の同僚の名前を挙げていることから、これらの者に照会したところ、二人から回答が得られたが、このうちの一人は、「申立人とは昭和60年7月1日から61年8月31日まで一緒にA社で勤務していた。私は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったのもので、厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」と供述しているほか、申立人がA社において社会保険の事務を取り扱っていたとする者は、既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況についての関連資料及び供述は得られなかった。

さらに、申立人は「会社の指示により、未納分の厚生年金保険料を社会保

険事務所（当時）に持参したことがあり、当時の社長も小切手で同保険料を納付していた。小切手の引き落としはB信用組合本店（現在は、C信用組合）で行っていたので、確認してほしい。」と主張しているため、C信用組合に照会したが、「取引伝票の保存期間は10年間であるため、昭和60年ごろの書類、データは残っていない。当時におけるA社との取引状況は確認できない。」と回答している。

加えて、申立期間について申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 25 日から 31 年 9 月 1 日まで

昭和 30 年 5 月に A 社に入社し、32 年 6 月に退社するまで B 職として継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間においても変わりなく勤務しており、給与も普通に支給されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所索引簿及び A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和 30 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった後、同年 10 月 25 日に同保険の適用事業所に該当しなくなり、その後の 31 年 9 月 1 日に再度同保険の適用事業所となった後、59 年 2 月 1 日には同保険の適用事業所に再び該当しなくなったことが確認でき、申立期間において同保険の適用事業所であった形跡が無い上、当時の事業主も既に死亡しているため、当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況及び申立人の勤務実態について確認することはできなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 11 人のうち 6 人は、いずれも、申立人と同様に当該事業所で昭和 30 年 10 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、31 年 9 月 1 日に再度資格取得するまで同保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の一人は、当該事業所で 30 年 10 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、32 年 10 月 1 日に再度資格取得するまで同保険の被保険者であった形跡が無い。一方、他の 4 人のうち 1 人

は、当該事業所で30年10月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同保険の被保険者であった形跡が無く、当該4人のうち別の3人は、いずれも31年9月1日に資格取得する以前に当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無い上、申立期間においても同保険の被保険者であった形跡が無い。

さらに、前述の同僚11人のうち、生存及び所在が確認された上述の同僚2人は、いずれも、「申立人については記憶が無い。」と供述している上、当該11人のうち申立人を当該事業所に紹介したとする者を含む5人はいずれも既に死亡しているほか、他の4人はいずれも所在が不明であることから、これらの者から申立人の勤務状況について確認することはできず、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から同年12月1日まで

昭和24年5月にA社（現在は、B社）に入社し、26年1月まで見習社員として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社の従業員と一緒に撮影された昭和24年10月の裏書きがある写真から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社に照会したものの、当時の資料は廃棄済みである上、当時の事業主は既に死亡しており、当時の役員はいずれも既に死亡しているか又は所在が不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚6人のうち、申立人が「自分とほぼ同時期に、見習社員として入社した。」とする二人のうち一人は、申立人と同日の昭和24年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、他の一人は、さらに4か月後の25年4月12日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立人が「自分より後の昭和24年10月ごろ入社してきた。」とする別の一人は、1年後の25年10月6日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、いずれも、申立期間において当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無いほか、申立人が「自分

より先に入社していた。」とする別の一人も、申立人が入社したとする時点から2か月後の24年7月8日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、当該同僚6人のうち、個人が特定でき、生存及び所在が確認された二人に照会したところ、回答があった一人は、「申立人とは同じ仕事に従事していたが、当時、A社では試用期間があった。この期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述しているほか、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間前後において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者7人に照会したところ、回答があった4人のうち2人は、「当時、A社では試用期間があった。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、見習社員として採用した者について、採用後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものとするのが妥当である。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年ごろから20年代後半ごろまで
② 昭和21年ごろから20年代後半ごろまで

昭和21年ごろから20年代後半ごろまでのいずれかの期間に、A市にあったB社に勤務し、C業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、B社に勤務していた期間に前後して、D町にあったE社に勤務し、F業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がB社と一緒に勤務していたとする同僚の供述、及び同社G事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、昭和20年代に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が当該事業所において勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、B社G事業所は昭和61年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚に照会したところ、「私は昭和20年、23年、結婚した24年及び結婚後に頼まれて勤務した39年の合計4回、B社に勤務したが、申立人は1回だけの勤務であ

った。私が20歳であった23年に父親が亡くなり、同郷の申立人と共に帰省した記憶があるので、申立人と一緒に勤務したのは同年であったと思う。私が同社に勤務した当初は社会保険には加入しておらず、24年に入院した時に初めて健康保険証をもらったので、その時から社会保険に加入したのだと思う。」と供述しており、B社G事業所の被保険者名簿によると、同人が同社で厚生年金保険の被保険者であったのは、昭和24年5月24日から同年9月12日までの期間及び39年6月10日から同年12月14日まで期間の2回だけであることが確認でき、申立人と一緒に勤務したとする23年以前においては同保険の被保険者であった形跡は無いほか、同保険の被保険者資格を取得する以前の期間において給与から同保険料を控除されていたことをうかがわせる供述も得られなかった。

さらに、B社G事業所の被保険者名簿により、昭和20年代に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者25人に照会したところ、回答があった15人のうち女性2人については、23年以前に当該事業所で勤務していたとの供述が得られたとともに、勤務期間に対応する厚生年金保険の加入記録が確認できるが、このうち一人は、「当時の業務内容はH業務であった。」と供述していることから、申立人とは立場が異なっていたことが確認できるほか、他の一人は、「C業務もあれば、I業務もあり、仕事の内容は一定していなかった。」と供述している一方で、「私は、地元から通いで勤務していたため厚生年金保険に加入していたが、地方から来て会社の寮に入っている人は同保険に加入しておらず、同保険料も給与から控除していないという話を当時聞いたことがある。」と供述していることから、申立人とは立場が異なっていたことがうかがわれる。

一方、前述の厚生年金保険被保険者15人による、当時の当該事業所のG事業所で勤務していた者の人数に係る供述は、12人か13人（うち女性7人）から、40人から50人（うち女性30人から40人）と幅があるものとなっているが、当該事業所の被保険者名簿によると、当該事業所全体の女性の厚生年金保険被保険者数は、昭和20年及び21年は5人、22年は7人から9人、23年は5人から8人であるのに対し、24年4月以降は13人から18人と急増していることが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、23年以前には女性の従業員を一部しか厚生年金保険に加入させておらず、24年に一斉に加入させたものと考えるのが妥当である。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿においても、申立人の氏名に該当は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間①について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、事業所名簿によると、D町に所在するJ社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和55年1月25日であり、申立期間②においては同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、当該事業所の代表取締役等に照会したところ、「J社の設立は昭和38年であるため、申立人が20年代に勤務していたのであれば、当社ではない。」と回答があり、商業登記簿謄本の記録によると、J社が設立されたのは38年1月17日であったことが確認できる。

また、商業登記簿謄本の記録により、J社の取締役であったことが確認できる者に照会したところ、「J社は、私が共同経営者と共に昭和38年1月に設立したものである。同社は、20年代にはK社といい、本社をD町L地区に、支社を同町M地区にそれぞれ置いており、28年に私の父親がすべての株を取得してN社となったものである。当時、M地区支社には家族持ちの使用人が4世帯おり、労働力は十分にあったので、他の者を雇用することは無かった。また、N社が厚生年金保険の適用事業所となったのは28年8月1日であり、同日以降は支社の使用人も加入させていたが、申立人はその中にはいなかった。申立人については、25年から同社の経理を担当していた私の姉や、当時のことを知っていると思われるM地区集落の人にも聞いてみたが、いずれも、申立人の記憶は全く無いとのことであった。」と供述しており、申立人が当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、申立人がE社で一緒に勤務していたかもしれないとする者に照会したところ、「D町のE社は聞いたことが無く、私はこれまでF業務に従事したことも、手伝ったことも無い。」と供述しており、申立人が当該事業所で勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人がJ社又はN社に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が当該事業所に勤務しながら勤務した記憶があるとするO事業所については、前述のJ社の取締役であった者の供述によれば、当時、当該地域に存在したP社であることがうかがわれるものの、事業所索引簿によると、同社は、厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が無い一方で、当該取締役であった者が、「P社の所有者が設立した。」と供述するQ社は、昭和28年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことは確認できるものの、同日以前に同保険の適用事業所に該当していた形跡は無い。

その上、N社及びQ社の被保険者名簿においては、いずれも申立人の氏名に該当は無く、一方、両名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間②について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1905

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 31 日から 57 年 2 月 1 日まで
申立期間について、A社又はB社のいずれかの事業所に勤務していた。
両事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社又はB社のいずれかの事業所に勤務していたと申し立てているが、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間において雇用保険の被保険者としての記録が確認できない。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和 56 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所に該当していない上、商業法人登記簿謄本によると、59 年 12 月 2 日に解散しているほか、事業主であった申立人は、「当時の資料は、何も残っていない。」と供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、B社は、平成 14 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業法人登記簿謄本によると、10 年 6 月 23 日に解散しているほか、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、申立人が、A社及びB社の同僚として名前を挙げた唯一の同僚で、申立人の義弟でもある者は、「申立人は、当時、A社又はB社のいずれかに勤務していたと思うが、厚生年金保険料の控除については承知していない。」と

供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

その上、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚4人に照会したところ、複数の同僚が、「申立人は申立期間当時に副業に失敗し、資金繰りに困っていた。」と供述しており、当時、申立人が代表取締役を務めていたA社の経営状況が良くなかった状況がうかがえる。

なお、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1906

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月1日から63年7月1日まで
昭和61年4月1日から平成7年3月31日まで、A市の嘱託職員としてB事業所のC業務に従事した。
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人に係る「発令伺兼辞令簿」及び「失業保険・健康保険・厚生年金保険被保険者カード」により、申立人が申立期間にA市の嘱託職員としてB事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A市が保管する昭和61年度嘱託職員採用者の人事記録によると、申立人は「社会保険の適用無し」となっている上、申立人が当該事業所に勤務するきっかけとなった昭和61年2月1日発行の広報誌の嘱託職員募集記事によると、A市B事業所の嘱託職員の採用条件には「社会保険適用無し」と記載されている。

また、A市が保管する「失業保険・健康保険・厚生年金保険被保険者カード」によると、申立人は昭和63年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格取得と記録されており、これはオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が所持する年金手帳によると、申立人が初めて厚生年金保険の被保険者となった日は、オンライン記録と同じ昭和63年7月1日となっている。

加えて、申立人は、申立期間当時、B事業所で二人一組のシフト制で勤務したとし、相方の同僚二人の名前を挙げているが、オンライン記録によると、こ

れら二人の同僚も申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できない上、これら二人は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況について、供述を得ることができない。

その上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚年年金 事案 1907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 25 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 3 月 31 日まで

昭和 46 年 10 月に、A 事業所が B 事業所の中に設立され、私が専属の C 業務担当として採用された。

昭和 48 年 3 月まで勤務したが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所が提出した申立人に係る採用通知書（写し）、B 事業所が提出した申立人自筆の退職願（写し）、及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和 46 年 10 月 15 日から 48 年 3 月 31 日までの期間、A 事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、B 事業所が提出した申立人に係る昭和 46 年分及び 47 年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人の 46 年 11 月から 47 年 12 月までの期間に支給した給与において、厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人が記憶している同僚 5 人及び後任者 1 人の合計 6 人は、オンライン記録によると、全員、B 事業所において厚生年金保険の被保険者資格取得記録のあることが確認できるが、これら 6 人のうち、所在を確認することができた 5 人に対し、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について照会したところ、4 人から回答があったものの、いずれの者からも申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得していたことをうかがわせる具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者が4人いることが確認できるが、この中に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

なお、B事業所の回答によると、当該事業所は昭和44年8月に設立されたとしているが、申立人が記憶している同僚のうちの一人で、申立期間当時、B事業所のD職であったとする者は「A事業所が設立された当初は、専門の職員を配置しておらず、申立人がA事業所における最初の職員であった。」と供述している。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。